



平成30年6月13日(水) 岐阜県発表資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
子ども家庭課	児童虐待対策監	長野 照久	内線 2632
			直通 058-272-8325
			FAX 058-278-2644

平成29年度岐阜県における児童虐待相談の状況について ～県子ども相談センターの児童虐待相談対応件数は、過去最多～

平成29年度に県内5カ所の県子ども相談センター（児童相談所）が対応した「児童虐待の相談対応件数（速報値）」を取りまとめました。

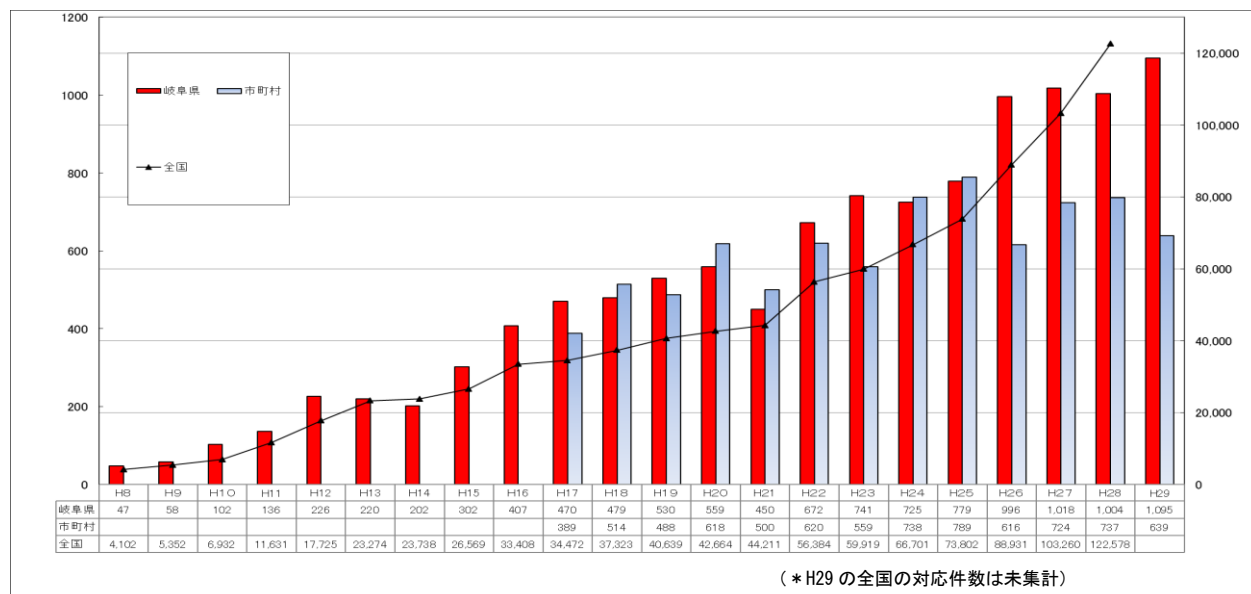
県と市町村を合わせた県内の児童虐待相談対応件数は1,734件と昨年より7件減少しましたが、県の対応件数は1,095件（対前年度比9.1%増）で、過去最多となりました。

1 児童虐待相談対応状況

【状況】

- 種別 「心理的虐待」が466件（全体の42.6%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が402件（同36.7%）、3番目に「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が208件（同19.0%）となっています（表1）。
- 年齢構成 「7歳～12歳」が404件（全体の36.9%）と最も多く、次に「3歳～6歳」が269件（同24.6%）、3番目に「0～3歳未満」が182件（同16.6%）となっています（表1）。
- 主な虐待者 「実母」が525件（全体の47.9%）と最も多く、次に「実父」が431件（同39.4%）となっています（表2）。
- 相談の経路 「警察等」が347件（全体の31.7%）と最も多く、次いで「学校等」が168件（同15.3%）、3番目に「市町村」が154件（同14.1%）となっています（表3）。
- 一時保護 児童虐待により一時保護を行った件数（委託一時保護含む）は、198件（対前年度比2.1%増）で、延日数は5,253日（同34.8%増）となっています（表4、表5）。

図 児童虐待相談対応件数の動向（平成8年度～29年度）



【分析】

- ・県と市町村を合わせた児童虐待相談対応件数は前年度をやや下回る1,734件（前年度比7件減）ですが、県の対応件数は1,095件（対前年度比9.1%増）で、過去最多となりました。
- ・県の相談対応件数が増加した理由としては、平成29年3月に県警と締結した協定に基づく警察からの通告件数が増加（347件、対前年比123件増）しており、両機関が連携しながら子どもの安全確保を最優先に、迅速に対応したことが考えられます。（表3）
- ・また、虐待相談への対応として、親子分離を伴う「施設入所」が減少したのに対し、親子分離まで至らない在宅での「面接指導」の割合が以前に比べ増加傾向にあります。
- ・近年の児童虐待相談対応件数の増加の中で「面接指導」による対応が増加している理由としては、関係機関による地道な啓発活動のほか、児童相談所全国共通ダイヤル「189」の認知や県民の児童虐待に対する意識の高まりにより、虐待が重篤化する前の軽微な段階で早めの通報が増えていることによるものと考えられます。（表6）

<参考> 市町村相談窓口における相談件数

- ・市町村における児童虐待相談対応件数は639件で、前年度と比べ98件減少しました。
- ・平成17年度の児童福祉法改正により、市町村が児童虐待を含む児童家庭相談に関する一義的な相談窓口となり、家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行っています。
- ・また、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために各市町村に設置された「要保護児童対策地域協議会」などを通じて、関係機関の連絡調整や情報共有を円滑に行うことにより、虐待の未然防止・早期発見・早期対応を行っています。

※「要保護児童対策地域協議会」の主な構成機関

保健所、医療機関、警察署、子ども相談センター、女性相談センター、市町村の児童福祉担当課、小中学校、幼稚園、保育所、児童福祉施設、民生委員・児童委員、人権擁護委員等

市町村相談窓口における虐待相談対応件数

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
対応件数	618	500	620	559	738	789	616	724	737	639

(注) 県子ども相談センターにおける対応との重複件数は不明。

2 平成29年度における被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第33条の16に基づく公表）

- ・被措置児童の権利擁護を図るため、平成20年の児童福祉法の一部改正により被措置児童等虐待の防止のための枠組みが整備され、平成21年4月から施行されました。
- ・これにより、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、子ども相談センターや福祉事務所などに通告しなければならず、県は通告を受けた場合には被措置児童等虐待の防止や被措置児童等の保護のために必要な措置を講ずることとなります。
- ・また、県は毎年度、被措置児童等虐待の状況等を公表することとなっております。
- ・なお、平成29年度の本県における被措置児童等虐待の状況は、以下のとおりです。

- (1) 被措置児童等虐待の通告件数 3件
 - ・施設等の種別 児童養護施設 3件
- (2) 事実確認調査の結果
 - ・虐待の事実が認められた事案 1件
 - ・虐待の事実が認められなかった事案 0件
 - ・虐待の事実の判断に至らなかった事案 2件
- (3) 虐待の事実が認められた事案の概要
 - ・虐待を受けた子どもの性別及び年齢階級 男・小学生 2名
 - ・虐待を行った職員の職種 児童指導員
 - ・虐待の種類 身体的虐待
 - ・虐待があった施設の種別 児童養護施設
 - ・県が講じた措置
 - 虐待を受けた子ども、虐待を行った職員等からの聞き取りを踏まえ、県児童福祉審議会への報告・意見聴取後、施設に対し本件の検証及び再発防止について指導した。

被措置児童等虐待とは

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなり児童養護施設等への入所や里親への委託などの措置をされた児童に対して、施設職員や里親などが行う虐待をいいます。

3 平成30年度に県が行う主な児童虐待対策

県では、児童虐待に関する相談件数が増加する中、県内5カ所の子ども相談センターを中心に、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発防止、子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行っています。

また、虐待対応には、関係機関との連携など体制整備が重要であることから、主な経路である警察等の関係機関との連携を強化するとともに、相談対応を確実に行うことができるよう、子ども相談センターの機能強化を図ります。

(1) 児童虐待防止のための広報・啓発

- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」（子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤル）の運用・周知
- ・児童虐待防止推進月間（11月）における、ぎふオレンジリボン運動の展開

(2) 関係機関との連携の推進・子ども相談センターの体制強化

児童虐待防止のためには、発生予防→早期発見→早期対応→再発防止・自立支援といった切れ目のない総合的な支援が必要になります。そのためには、福祉・教育・司法・医療などの各分野の機関とのネットワークを構築して、その活用を図るとともに、関係機関を対象とした研修会の開催、子ども相談センターの体制強化、再発防止・自立支援の充実に努めていきます。

【関係機関との連携】

- ・要保護児童対策地域協議会の運営及び個別事案の対応に関する助言
- ・市町村に対する指導・助言を行う職員を派遣
- ・警察、学校等関係機関との合同研修や連絡会議の実施
- 新・医療機関との対応基本マニュアルの策定、医療従事者向け研修の実施
- ・児童家庭支援センター（5圏域）による要支援児童や家庭への見守り、親子関係再構築の支援

【児童虐待防止に関する人材育成】

- ・児童福祉司の専門性向上のための研修（児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関の専門職研修）
- ・市町村の児童相談担当職員、里親、児童福祉施設職員、主任児童委員、民生委員・児童委員、学校教員、保育士等に対する研修

【子ども相談センターの機能強化】

- ・児童福祉司や児童心理司の計画的な増員
- ・全子ども相談センターへの警察OB職員の配置
- ☒ 児童虐待対応弁護士の設置（中央子ども相談センターに週1日勤務・中濃子ども相談センターに隔週1日勤務）

【再発防止・自立支援の充実】

- ・児童養護施設の小規模化による家庭的養護の推進
- ☒ 児童養護施設退所者等に対する生活や就業の支援（「職親の会」による住み込み型雇用の促進）

（3）子育て中の保護者の負担軽減

児童虐待防止のためには、子育ての環境を整え、保護者の負担を軽減することが求められています。県では市町村と連携し、安心して子どもを産み育てることができるよう、子どもを育てる保護者の支援に取り組んでいきます。

【地域における子育て支援の推進】

- ・保育サービス、ファミリー・サポート・センター、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ等による子育て支援

【子育て世帯の孤立化の防止】

- ・困難な事情を抱えた子育て世帯支援の実施

【ひとり親家庭に対する支援の推進】

- ・ひとり親の就業・自立支援の実施
- ・ひとり親家庭の生活支援・経済的支援の実施
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援や食事提供等を通じた居場所づくりの推進

児童虐待の相談、通告は子ども相談センター、市町村等で受け付けています。虐待を発見した時や、虐待ではないかと疑われる場合には、速やかに通告(相談)をお願いします。

岐阜県内の相談・通告窓口（24時間・365日）

～子育てに悩んだ時や「虐待かな？」と思ったら、ご連絡ください。

児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」

表1 被虐待児の年齢構成・虐待種別

種別 年齢構成	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	心理的虐待	計	構成比 %	[参考] 平成28年度	
							計	構成比 %
0～3歳未満	56	0	39	87	182	16.6	158	15.7
3歳～6歳	90	1	55	123	269	24.6	237	23.6
7歳～12歳	144	11	73	176	404	36.9	407	40.5
13歳～15歳	80	2	29	60	171	15.6	148	14.8
16歳～18歳	32	5	12	20	69	6.3	54	5.4
計	402	19	208	466	1,095	100.0	1,004	100.0
構成比(%)	36.7	1.7	19.0	42.6	100.0			
[参考]平成28年度計	400	23	201	380	1,004			
構成比(%)	39.8	2.3	20.0	37.9	100.0			

表2 主な虐待者

区分	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
相談件数	431	69	525	9	61	1,095
構成比(%)	39.4	6.3	47.9	0.8	5.6	100.0
[参考]平成28年度	343	57	540	12	52	1,004
構成比(%)	34.2	5.7	53.7	1.2	5.2	100.0

表3 虐待相談の主な経路

経路 年度	都 道 府 県	市 町 村	児 童 福 祉 施 設 等	警 察 等	医 療 機 関 等	学 校 等	家 族 ・ 親 戚 等	近 隣 ・ 知 人 ・ 地 域 等	児 童 本 人	そ の 他	計
平成21年度	12	91	37	45	28	88	96	37	5	11	450
構成比 (%)	2.7	20.2	8.2	10.0	6.2	19.6	21.3	8.2	1.1	2.5	100.0
平成22年度	20	148	26	58	34	115	122	119	12	18	672
構成比 (%)	3.0	22.0	3.9	8.6	5.1	17.1	18.1	17.7	1.8	2.7	100.0
平成23年度	27	132	30	80	22	142	158	125	10	15	741
構成比 (%)	3.6	17.8	4.0	10.8	3.0	19.2	21.3	16.9	1.4	2.0	100.0
平成24年度	37	124	27	77	31	149	132	130	8	10	725
構成比 (%)	5.1	17.1	3.7	10.6	4.3	20.6	18.2	17.9	1.1	1.4	100.0
平成25年度	44	102	43	116	39	138	116	154	10	17	779
構成比 (%)	5.6	13.1	5.5	14.9	5.0	17.7	14.9	19.8	1.3	2.2	100.0
平成26年度	43	138	32	211	33	137	195	173	12	22	996
構成比 (%)	4.3	13.9	3.2	21.2	3.3	13.7	19.6	17.4	1.2	2.2	100.0
平成27年度	47	148	16	233	39	129	168	185	12	41	1,018
構成比 (%)	4.6	14.5	1.6	22.9	3.8	12.7	16.5	18.2	1.2	4.0	100.0
平成28年度	42	189	17	224	42	161	128	138	23	40	1,004
構成比 (%)	4.2	18.8	1.7	22.3	4.2	16.0	12.8	13.7	2.3	4.0	100.0
平成29年度	44	154	28	347	35	168	136	149	11	23	1,095
構成比 (%)	4.0	14.1	2.6	31.7	3.2	15.3	12.4	13.6	1.0	2.1	100.0

表4 児童虐待による一時保護の状況(子ども相談センター保護分)

区 分	対 応 件 数	延 日 数	保 護 日 数 1 件 あ た り
平成21年度	69	1,048	15.2
平成22年度	89	1,916	21.5
平成23年度	103	1,867	18.1
平成24年度	81	1,657	20.5
平成25年度	85	1,675	19.7
平成26年度	84	1,804	21.5
平成27年度	81	1,723	21.3
平成28年度	101	1,798	17.8
平成29年度	85	2,078	24.4

表5 児童虐待による委託一時保護の状況

区 分	対 応 件 数	延 日 数	保 護 日 数 1 件 あ た り
平成21年度	33	590	17.9
平成22年度	42	792	18.9
平成23年度	35	630	18.0
平成24年度	52	935	18.0
平成25年度	76	1,797	23.6
平成26年度	91	1,276	14.0
平成27年度	102	2,275	22.3
平成28年度	93	2,098	22.6
平成29年度	113	3,175	28.1

※ 委託一時保護とは、児童養護施設等に委託して行う一時保護のことである。なお、一時保護から委託一時保護に至る場合は重複して計上している。

表6 虐待相談への対応状況

区分	施設 入所	里 親 委 託	指 導 児 童 福 祉 司	面 接 指 導	そ の 他	計
平成21年度	51	9	19	356	15	450
構成比(%)	11.4	2.0	4.2	79.1	3.3	100.0
平成22年度	65	2	26	556	23	672
構成比(%)	9.7	0.3	3.9	82.7	3.4	100.0
平成23年度	65	2	29	622	23	741
構成比(%)	8.8	0.3	3.9	83.9	3.1	100.0
平成24年度	69	3	13	616	24	725
構成比(%)	9.5	0.4	1.8	85.0	3.3	100.0
平成25年度	66	4	29	645	35	779
構成比(%)	8.5	0.5	3.7	82.8	4.5	100.0
平成26年度	67	11	20	877	21	996
構成比(%)	6.7	1.1	2.0	88.1	2.1	100.0
平成27年度	62	10	12	914	20	1,018
構成比(%)	6.1	1.0	1.2	89.8	1.9	100.0
平成28年度	67	8	14	902	13	1,004
構成比(%)	6.7	0.8	1.4	89.8	1.3	100.0
平成29年度	54	10	17	996	18	1,095
構成比(%)	4.9	0.9	1.6	91.0	1.6	100.0